

リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議設置要綱

(設置)

第1 リニア中央新幹線の整備を、上伊那地域及び飯伊地域の広域的な地域振興につなげ、伊那谷全体の発展に資することを目的として、リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 会議は、リニア中央新幹線整備に係る地域振興のために必要な連絡調整を行う。

(組織)

第3 会議は、別表1に掲げる職にある者で構成する。

2 会議の座長は、県知事をもって充てる。

(会議)

第4 会議は、座長が招集し、主宰する。

2 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、資料の提出、助言等を求めることができる。

(オブザーバー)

第5 会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見を求めることができる。

(幹事会)

第6 会議の運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、県南信州地域振興局副局長（リニア活用推進担当）の職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

(専門部会)

第7 専門事項について検討を進めるため、必要に応じ、会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、幹事長が指定する者をもって充てる。

(事務局)

第8 会議の事務局は、県南信州地域振興局リニア活用・企画振興課に置き、県企画振興部地域振興課との連携により運営する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

別表1 会議

県知事
飯田市長
伊那市長
駒ヶ根市長
南信州広域連合代表
上伊那広域連合代表
県上伊那地域振興局長
県南信州地域振興局長
県伊那建設事務所長
県飯田建設事務所長
県企画振興部次長
県建設部リニア整備推進局長

別表2 幹事会

所 属 名	職 名
飯田市リニア推進部	部長
伊那市企画部	部長
駒ヶ根市総務部	部長
南信州広域連合	事務局長
上伊那広域連合	事務局長
県南信州地域振興局	副局長（リニア活用推進担当）
県上伊那地域振興局	企画振興課長
県南信州地域振興局	リニア活用・企画振興課長
県伊那建設事務所	整備課長
県飯田建設事務所	整備課長
県企画振興部地域振興課	課長
県建設部リニア整備推進局	次長